

ジョン・フォーテスキュー著『自然法論 第一部』
(邦訳) (六・完)

直江, 眞一
九州大学大学院法学研究院教授

<https://doi.org/10.15017/2305>

出版情報：法政研究. 69 (3), pp.147-162, 2003-02-10. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ジョン・フォーテスキュー著

『自然法論 第一部』(邦訳)(六・完)

直江真一訳

第四三章 人法の神法に対する関係は、月の

太陽に対する関係のごとくである。

しかし、ああ、悲しいかな、今や我々は上で結論付けられたことからある種黒い霧が立ち昇るのを見る。この黒い霧は、熱い太陽の真理の光線によって消散されるのでなければ、厚い雲となってしまう、それは上で結論付けられたすべてのことをその闇で覆ってしまうであろう。何故なら、我々は上で次のように述べた。すなわち、人法たる慣習法と制定法は自然法の掟に服しており、また慣習法と制定法は——もし自然法がそれらを正しいものと認めないならば、それらは法ではなく腐敗 (corruptela) と呼ばれるに値する程に——自然法の領域から発して自然法の本質を分有し

ている、と。さらに我々は、今度はこの自然法自体が——母の肉の一部である娘が母から生じているようにといふばかりでなく、光が光から生じているように、自然法は神法から生じて神法と共に神法であるという程に——神法の領域から発していると述べた。ここから我々は、あらゆる人法の¹⁾十全な力と効力が神法において存するということを正しく教えられるのである。と言うのも、慣習法、制定法、自然法以外の人法あるいはそれらより高位の人法というものは存在せず、またこれらの人法は神法がなしえないことをなしえないからである。

しかし、以上のことよりも込み入った形で難題によって我々を混乱させうるものが他にあらうか。何故なら、以上のことが確固として結論付けられるのであれば、神法が現に行いまた行いうるもの以外には人法は何も行わずまた行²⁾いえないが故に、したがってそのような神法が完全に認識されたならば、他のすべての法もまた知られ、また全世界の統治には神法のみで十分ということになるが故に、あらゆる人法は不要と思われるからである。また、人によるいかなる判決も、神法によって形成されるのでなければ、善ではない。何故ならば、神法はあらゆる過ちを矯正し、あらゆる悪を非難するからである。これについては、カノン

法もまた『グラーツィアーヌス教令集』第一部』第八分節「習慣に反すること」の法文において、次のように言っている。⁽³⁾「習慣あるいは——いかなる人々のものであれ

——契約に反する何かがなされるよう神が命じる場合には、かつてそこでなされていなくとも、にもかかわらずなされなければならぬ。またもしそれが忘れられているのであれば、引き起こされなければならぬ。それが定められていなかったのであれば、創設されなければならぬ」と。⁽⁴⁾

そうだとすると、ローマ法の作成者達は何故にあれ程の勉強で苦勞したのか。また、あれ程の徹夜によってローマ法を勉強してその身をやつした人々は何故に同じように深く考えることなく悩んだのか。この上なく賢明なフランスの裁判官達は何故にローマ法のためのみならず、さらに学ばれるべきその王国の法のためにあれ程の流浪 (peregrinatio) の年月を費やすのか。しかし、もしこれらのことが真であるとしても、とりわけ次のことは驚くべきことであった。すなわちそれは、イングランド王国の法を学習している者達が——イングランド法が島国的存在 (insularis) にとどまり、しかも彼等学習者達は、イングランド法において与えられるのが習わしとなっている最低の地位に選任されるに値する程度にその知識を修得するのに

も二〇年間の徹夜をもってしてもほとんど足りない(にもかわらず)——何故にそれ程の年月をそのように無益に過ごすのかということである。しかも、さらに驚くべきことには、彼等はその地位を受けるに際して、その地位の受領の儀式が要求する通常の支出を二千スクタよりもずっと少ない額によつては済ますことがないということである。⁽⁵⁾

これらのことが驚くべきであるのは、彼等ははるかに短い年月の学習によつて、またはるかに少ない額の贈与によつて、神法を十分に学⁽⁶⁾び得たのであり、また神法における最高の地位に着きえていたはずだからである。それと共にあらゆる法の知識とそれらに正に値する地位を受け取っていたはずだからである。

我々はまた、これまで自然法の本質を無益に探究してきたことになる。と言うのも、自然法が教示しかつ行うことができるであろうすべてのことを神法が完全に教示しかつ行うが故に、我々は自然法が自分達にとつて役に立たないものであることに気付くからである。

しかし、ああ、恥ずかしいかな。このように考えることはいかに愚かで恥ずべきことであろうか。陰の身体 (corpus opacum) である月は、持っているすべての光を太陽から受け取り、月はその光によつて夜を照らし、行く人々

に道を示すのではなからうか⁷⁾。他方で、太陽がこのようにするのは月を介してである。太陽はその固有の運行により夜を生ぜしめ、夜の間は光ではなく闇を生ぜしめるが故に。しかしまた、月がこのようにして放つすべての光は太陽に存し、太陽から発するのである。同様に、他のすべての惑星 (planeta) もまたすべての星 (stella) も——星はどれであれ、太陽の効果によって他の星と異なつた輝きをする——その輝きを太陽から得ているのではないのか。確かに、星のごとくに様々な仕方輝く人法をここ地上から取り去る者は、このような星のあらゆる必要性、善、飾りを天から奪う〔に等しい〕のである。また天文学者で「太陽以外の」他の星々 (sidus) の運行を完全に知る者がかつていたであろうか。彼等は太陽——それが昇ることと沈むことを知っていたが——の道以外には何も考慮しなかつたのである。実際、黄道帯 (zodiacus)、すなわち傾斜帯は太陽の動きを教えるが、しかしそれは天空にあるその他の惑星の順行 (flexus) と逆行 (reflexus) を示すことは全くない。何故なら、個々の惑星は固有の軌道——そこにおいて、惑星はそれぞれその本質の力を發揮する——において回転しているからである。他方、個々の惑星は太陽の法を逸脱することはない。すべての惑星は太陽の輝きを減ずること

なく、太陽の法を分有するのである。このようにして、天の靈における最下位の秩序が最上位の天使の聖寵を分有する。したがって、照らすことの恩寵を受け取り、それによつてより下位のもの自体がより上位のものを通して輝くのではあるけれども、このことによつてそれらが天を完全に満たすために必要ではないと感じてはならないのである。主が「律法全体と預言者は、〔この〕二つの掟に基づいている」と述べたと⁸⁾しても、それは問題ではない。これによつて主は、一〇の掟を示した時に、自らが〔主を愛することと隣人を愛することの他に〕余分な法を付け加えたということを示しているであろうか。あるいはまた、主が「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい。これこそ律法と預言者である」と述べた時⁹⁾、主はあれ程惜しみなく示された新約聖書と旧約聖書の法、また預言者達の見解 (doctrina) が我々にとつて適當ではないと、あるいは救済のために必要ではないと判断したということであろうか。こういった下らない正しくないことに動揺して、正道を踏み外すことがないように。

何故なら、月もその他の星も太陽からその光とその他の力を受け取り、それによつて大地と海に太陽の効果を發揮するのであるが、他方で太陽の本質を探究する者はその他

の星の運行には無知だということがありうるのとちようど同じように、人間のあらゆる法は神法の影響の下にその力を得、その力によって人間のあらゆる法はあらゆる人類に対する神法の作用の効果を様々な仕方で発揮するのであるが、神法の知識をたとえ深く学んだとしても、その者が法の勉強なくして人法に明るいということはありえないからである。このようにして、律法全体と預言者が基づいている二つの掟を聞いた者達も、自分にして欲しいこと⁽¹⁰⁾を他人にする者達も、律法全体と預言者〔が命じていることすべて〕を知り、理解しているわけではないのである。それは、たとえ律法と預言者〔が命じていること〕に書かれているすべてのことがこれら僅かな言葉に依拠し、あるいはそこから由来しているとしても、である。

以上のことから、今や次のことが明らかである。すなわちそれは、すべての人法は神法が人間の行為においてその力を発揮する道具のごときものであるということ、そして人法と神法の関係は月と太陽の関係、見開いた目と光の関係、否むしる運命と永遠の摂理の関係だということである。そのような関係と比喻について、ボエチウスは『哲学の慰め』第四巻において、次のように述べている。「個々の推論が知性一般に対し、生成するものが実在するものに対し、

時間が永遠に対し、円が中心に対する関係において、運命の可動的序列は摂理の不易的単一性に対するのである」⁽¹¹⁾と。

(1) 著作集版の *legum humanorum* は誤植であろう。ランベス写本では *legum humanarum* である。

(2) 著作集版の *agunt* は、ランベス写本では *agant* である。

(3) 著作集版には、ランベス写本の *quod* が欠落している。

(4) D.8c2 (アウグスティヌス)。

(5) ここで言及されている「イングランド法において与えられるのが習わしとなっている最低の地位」とは、上級法廷弁護士 (*seruiens ad legem*) のことである。『イングランド法の礼賛について』においては、上級法廷弁護士の地位を獲得するには最低一六六一年間が必要とされている(前掲邦訳(三)、一五八頁)。また、任命の儀式に要する支出は最低一六〇〇スクタとされている(同、一五七頁)。なお、編者はここに以下のような註を付している。「フォーテスキューは、イングランドの法律家によって追求される学習コースの狭さについて不満を述べている。我々自身の法の専門性と細かい技術に二〇年間の『徹夜』が必要とされる一方で、ローマ法ないし他の国々の法、あるいはすべての法の基礎たる——ないしは基礎たるべき——一般原理の習

得の試みはほとんどないし全く存在しない、と。フォーテスキューはまた、法学教育にかかる費用についても触れている。これら二つの不満は疑いなく彼の時代において十分根拠のあるものであったし、また同じ状況は今日に至るまで続いている。主としてこのような事態に起因すると思われるのが、我々の法学の非科学的かつ非体系的性格である。すなわち、他の国々では知られていない法 (law) と衡平 (equity) の衝突、またその結果として裁判官が実質的正義ではなく法的形式を盲目的に厳守していること、事件をその本案とは全く関係ない考慮によって処理してしまう特別棄却訴答 (special pleading) の細かい技術 (これは最近ようやく廃止された)、その他多くの悪弊。しかしなお、フォーテスキューの時代における法学教育は、最善のものではなかったにせよ、現在よりも多くの人々を惹き付けていた。そして、インズ・オヴ・コートとその下位の組織 (インズ・オヴ・チャンセリ) は今日よりもはるかに大学に似ていた。一五、一六世紀には、インズ・オヴ・チャンセリはインズ・オヴ・コートに入学する者の準備のための学校としての性格を有していた。そして後者に入るためには、前者における一定の研修期間が要求された。クックはインナー・テンブルに入学する以前にクリフォーズ・インの学生であった。インズ・オヴ・コートはこれら予備的インにおける学習コースを指示し、一連の定期的講演を行う『講師』 (readers) を任命した。ストウ (Stow) によれば、『各イ

ンズ・オヴ・チャンセリにおける若き学生に教示するために、各インズ・オヴ・コートから講師が選ばれた。この講師は評議員 (bencher) ではなく、インズ・オヴ・コートで一〇年ないし一二年の経験を積み、かなりの収入を得ている下級法廷弁護士 (utter barrister) であった』。講演には『模擬裁判』 (mootings) が続いた。これは、疑わしい法的問題についての討論であり、最後には講師が議論をまとめ上げ、自らの意見を述べた。講演は時折公刊された。その中には、排水路法 (Statute of Sewers) についてのカリス (Callis) の講演やユース法 (Statute of Uses) についてのベイコン (Bacon) の講演がある。この時代には、法曹になろうとする学生は、近時我々がそれで満足してしまっているような時間の消化ではなく、真の教育を受けたように思われる。「但し」公平を期すために、次のように言っておく。すなわち、すでになにかのこをなしてきたインズ・オヴ・コートによって法学教育の一定のシステムが最近採用されるようになり、この問題に対処すべく意見調整委員会が設置されたということである。さらなることが、この委員会から期待されるであろう。『イングラント法の礼賛について』 (第四七、四八、四九章) の中には、インズ・オヴ・チャンセリとインズ・オヴ・コートで行われていた教育に関する興味深い描写がある (前掲邦訳 (三)、一五一頁以下)。同所で『大法官』は、何故に大学ではイングランド法ではなくローマ法とカノン法だけが教授され

るのかという『王子』の質問に対して答えている。『大法官』曰く、『これら上位のインズにおいては、実に年に八〇スタタを下まわる支出ではいかなる学生も決して生計を維持できません。さらに、学生のうち多くの者がなしていることなのですが、仮にそこで自らに仕える下僕を持つのであれば、その場合にはその学生はそれだけ余分の支出をまかなうわけです』〔前掲邦訳(三)、一五四頁〕。しかし、これらの学生の多くは資産家である名門の子弟であって、法曹になることを志していたわけではない』(The Works, pp.365f.)。

(6) 著作集版の *competentur* は誤植であろう。ランベス写本では *competenter* である。

(7) 以下においてフォーテスキューは、人法と神法の間を月と太陽の関係に比しているが、編者はこのようなフォーテスキューの議論を、ダンテが『帝政論』(De Monarchia) 第三編第四章において反駁した、帝権と聖権の関係を同じく月と太陽の関係に比す議論と比較するよう示唆している (The Works, p.366)。ダンテによれば、帝権は太陽である聖権から光を受けて輝く月であるという議論の論拠は『創世記』一、一六の記述であるが(中山昌樹訳『ダンテ 帝政論・書翰集』、一九二五年、一五一頁)、フォーテスキューもまた自然法を神法の娘と位置付ける際に、『創世記』の同じ箇所を論拠としている(前出、第二章末尾、参照)。

(8) 『マタイによる福音書』二二、四〇。前出、第四章も参照。

(9) 同書七、一二。前出、第四章も参照。

(10) ランベス写本も著作集版も *volunt* であるが、*volunt* の誤りと思われる。

(11) 『哲学の慰め』第四部第六(畠中訳、一八五—一八六頁)。

第四章 ここでは、神法の目的と人法の目的が問われ、それが示される。

しかしながら、上で書かれたすべてのことがより一層はつきりと、またより一層完璧に明らかになるために、次のことが必要となるように思われる。それはすなわち、神法と人法の働き (*effectus*) が目指す目的は何かということが証明されなければならないということである。何故なら、これらのことが明るみに出される時、自然法が神法に服している仕方が、また自然法のあらゆる力の総体 (*summa*) が、十分認識されるからである。

確かに、自然法は人間を徳に向かって秩序立てる以外には働きえないということが知られている。と言うのも、聖

トマスが語っているように⁽¹⁾、人的な事柄において統治の最高の監督が委ねられている王の職務は、人間が有徳になるということだけをもたらしものであり、実際そのことがあらゆる立法者の目的であり、また、かの聖人「トマス」が『君公統治論』であり余る程に証明しているように、あらゆる政体 (politia) はこの目的からそらされる場合には腐敗させられるのであるから、我々は次のことを明瞭に教えられるからである。すなわち、人法は人間を徳へと向かわせる以外の働きは生み出しえず、人間社会を結合するものである平和と平和の絆⁽²⁾である愛が徳によって涵養され、保持されるのである、と。しかも、アリストテレスが『政治学』第七巻で述べているように、徳の完全な使用が、すべての逍遙学派の人々が最高善と呼んでいる幸福なのである。⁽³⁾

以上から我々は、自然法およびあらゆる人法のすべての働きの目的は徳であると言わざるをえない。さらに徳はある意味では、人間の全性向の動きが最初に目指す目的であるとも考えられる。⁽⁴⁾と云うのも、ポエチウスが『哲学の慰め』第三巻で述べているように、「人間の精神には善への欲望が自然に埋め込まれている。それは、誰もが善でないものを願う求めることがないようにするためである。愚かな過ちが偽の方向へと連れて行くことがない限り」。⁽⁵⁾また、

アリストテレスとさらには聖トマスもまた前述の著作の第一巻において、いかなるものであれ徳はそれを所有しているものを善にするものと描写されると述べているのであるから、⁽⁶⁾善のみを欲する人間は——過ちによって迷わされるのでなければ——徳を欲しないことはできないからである。ここから、次のことが帰結する。すなわち、人法の目的と人間の欲求の目的は同一である、すなわちそれは徳であり、徳は人間を善にし、また徳は人的善 (bonitas humana) であると。アリストテレスが『形而上学』第二巻と第三巻において、目的と善は互換可能であると述べた時に論じているのはこの目的についてである。⁽⁷⁾

しかしながら、この「徳という」目的は——人間の欲求が人間を導いていく先である——最終的な目的ではない。何故ならば、人間がこの目的よりも一層最終的な目的に向けて創造されたことは明らかだからである。人間には、彼が手に入れ得るいかなる徳によっても、またいかなる善によっても、あるいはまたこの世のいかなる幸福 (commodum) によっても満足させられない願望が自然に内在している。何故なら、人間は一人でこれらのものを確実に所有したとしても、彼はこの世においてそれらを保持する保証を持ちえないが故に、彼の魂はさらなる欲望と願望

の故に鎮められることができないからである。他方、願望の駆り立ては無限に進むわけではない。何故なら、そうだとすると——無限のものは達成されないが故に——その創られたものは空虚なものだったことになるからである。また我々は、人間の願望が満たされ得るということに疑いを挟むものではない。預言者が、「善において汝の願望を満たす方」と述べているが故に⁽⁸⁾。しかし、人間の願望を満たすものが何であれ、それが人的欲求の最終的な目的であることは確かである。そして、それが我々の探究している目的である。またこの目的のために人間がつくられたということに疑うことは許されない。したがって我々は、あらゆる努力によつてこの目的を——それが何であるかを——詳細に探究せねばならない。そして、いかなる法が我々をその目的に導くかを尋ねることを嫌がってはならない。

さて、ポエチウスは前述の〔著書〕第三巻において、次のように語っている。「多くの研究の努力が追求している、命あるものすべての関心は、確かに様々な径から発している。しかしそれは、ただ一つ、至福 (beatitudo) という目的を手に入れることを目指している。だがこの至福とは、それを獲得すればそれ以上何も望み得ないような、そういう善である」と⁽⁹⁾。ポエチウスはこのように〔述べて

いる〕。また彼は同所で次のように述べて、この至福が何であるかを定義している。「至福とは、あらゆる善の集合による完全な状態であることが明白である」と⁽¹⁰⁾。そうだとすると、人間はあらゆる善を手に入れてしまったならば、それ以上何を願うことができようか。実際、聖トマスは前述の書物第一巻において、「至福は願望の最終的な目的である」と述べている⁽¹¹⁾。そうだとすると、至福こそが我々が尋ねており、また主がそれによつて人間のあらゆる願望を満たす、かの最終的な目的ではないのか。今や我々は確かに——人間のあらゆる欲求がそれを目指し、またそれによつて満足させられる——最終的な目的を見出したことになる。すなわち、それは至福である。至福とは、聖トマスがその著作の第三巻において述べているように、「神の視界においてのみ存在する」ものである⁽¹²⁾。

しかし人間は、自然法によつてこの〔至福という〕目的に到達することはできない。自然法は諸々の徳を達成するためにそのすべての力をここ地上において使うのであり、他方、この〔至福という〕目的は天においてでなければ獲得されえない。何故なら、その領域の最終的な限界をここ地上に置いてある自然法は天へと昇ることはないからである。主は「天から降つて来た者〔すなわち人の子〕のほ

かには、天に上つた者はだれもない」とさえ言っている⁽¹³⁾。そうではなく、自然法が服していると我々が上述において述べた神法⁽¹⁴⁾が天から降つて来たのである。それ故、我々が上述において神の摂理と名付けた神法⁽¹⁵⁾が我々を天に結び付けることができる唯一の法であると我々は信ずる。すなわち我々は、摂理の名によって旧約聖書ならびに新約聖書のすべての神法を呼ぶ。使徒が愛という言葉によって法を全うすること (plenitudo legis) を示したように⁽¹⁶⁾。そして、「神の賜物は、「わたしたちの主キリスト・イエスによる」永遠の命なのです」と使徒が述べているが故に、法⁽¹⁷⁾のみによるのではなく、むしろ賜物によって至福へと到らしめられなければならないのではあるが、他方我々は摂理を神法と云うのであるから、神の賜物の導きと援助と並んで神の摂理の導きと援助を、以上の結論から決して排除するものではない。

実際、この「神」法は、隅から隅まで力強く把握し、すべてのものを快適に配置する、かの叡知である。神法は神の学問の教師であり、神の御業を選ぶ存在である。神法は、人間の生活において最も有益なものである思慮、叡知、正義、そして徳を教える。それ故自然法のもつ徳は、神の幕屋に住んでいる者「神法」の胸から吸収する徳に他ならな

い。『知恵の書』第八章におけるように、我々はこの徳を通して、人々に対する愛、長老達による尊敬、不滅および永遠の記憶をもつのである⁽¹⁸⁾。

今や我々は、探究してきた人間の願望の最終的な目的を見出したのみならず、この目的を我々が把握し、保持することを可能にする法——我々がその法の忠告に従うならばであるが——をもまた見出したことになる。

(1) 『君公統治論』第一卷第一五章 (Blythe, *op. cit.*, p.99) 参照。

(2) 著作集版の *vinculus* は、ランベス写本では *vinculum* である。

(3) 『政治学』第七卷第一三章 (全集版、三〇七頁)、参照。

(4) 著作集版の *consentur* は、ランベス写本では *esse sentur* である。

(5) 『哲学の慰め』第三部第二 (畠中訳、八九頁、参照)。

(6) 『君公統治論』第一卷第九章 (Blythe, *op. cit.*, p.82) 参照。

(7) 編者によれば、典拠はアリストテレスからの引用句集である (*The Works*, p.350)。

(8) 出典不明。『詩編』七八、二九に「神は彼らの欲望を満たしてくださった」なる表現はある。

- (9) 『哲学の慰め』第三部第二(畠中訳、八八―八九頁、参照)。
- (10) 同所(畠中訳、八九頁、参照)。
- (11) 『君公統治論』第一卷第九章 (Blythe, *op.cit.*, p.82) 参照。
- (12) 同書第三卷第三章 (Blythe, *op.cit.*, p.152) 参照。
- (13) 『ヨハネによる福音書』三、一三。
- (14) 前出、第四三章、参照。
- (15) 前出、第四二章、参照。
- (16) 『ローマの信徒への手紙』三、一〇「愛は律法を全うするものです」、参照。
- (17) 同書六、二三。
- (18) 『知恵の書』八、一〇、一三、一五、参照。なお同所では、それらが実現するのは「知恵」を通してとされているが、「知恵こそ働いて徳を得させるのだ」(同書八、七)ともされている。

第四五章 専門知識を通して活動する意思の目的は二つある。

読者は、我々が人的欲求の目的を二つ据えたとしても、驚いてはならない。その二つとはすなわち、最初の目的と最終的な目的である。最初の目的は、恩寵によって形成された徳である。我々はあらゆる努力を払ってこれを獲得しようとする。その結果我々は、徳の帰結として最終的な目的すなわち至福に到達することができる。あたかも王冠や恩典に到達するかのごとくに。聖トマスも同じく、前述の書『君公統治論』においてしばしば人的意思の目的を二つ掲げている。古人もまた、最初の目的をテロス (telos) の名によって、また最終的な目的をスコプス (scopus) の名によって描写したのである。

例えば、誰かが自分に約束された利益のために何らかの的に向けて矢を放った場合、彼の意思による最初の目的は、その矢によってその的を射ることである。この目的のために彼は弓と弦を準備し、矢を整え、弓を的に向け引く。彼はこのようにして、その試みの全緊張をこの目的のために向ける。そのため彼は、最終的な目的、すなわち利益——そのために以上すべてのことがなされるのであるが

——をある意味では忘れていたのかのように見える。他方、もし彼が的を射って、それによって最初の目的を達成したのであれば、彼は最終的な目的、すなわち利益——そのために彼はかくも熱心に以上すべてのことを行ったのである——を自信をもって要求することになる。

これと同じように、すべての人間は、しばしば過ちに よって連れ去られるのではあるが、恩寵によって形成された徳によってのみ獲得されうる善という目的、すなわち善き人間になるという目的を最初意図する。その際彼は、もしこの目的を手に入れたならば、神の恩寵とイエス・キリストの信仰の助けによって、彼が最後に抱いている、より最終的な目的、すなわち至福をもあたかも当然の帰結によるかのごとくに手に入れるということを知っているのである。詩編作者が、「主は」あなたの国境に平和を置き」と述べた時、彼はこの二つの目的について語っているのである。⁽²⁾ と言うのも、最初の目的、すなわち徳によって途中で手に入れられうる平和が得られ、第二の目的によって祖国における永遠の平和が得られるからである。同様に使徒もまた、『ローマの信徒への手紙』第六章において次のように述べた時、これら二つの目的について語ったと考えられる。すなわち、「あなたがたは、今は罪から解放されて神

の奴隷となり、聖なる生活の実を結んでいます。行き着くところは、永遠の命です」⁽³⁾と。すなわち、我々が最初の目的であると言った徳は実であり、それによって我々は善であり、聖なるものとなる。また我々が最終的な目的とした至福は永遠の命なのである。換言すれば、アリストテレスが専門知識によって行為する者は目的にしたがって活動すると述べている目的が、最終的な目的なのである。⁽⁴⁾ さらに主も、山上において八項目にわたって諸々の徳に関して至福を約束した時に、⁽⁵⁾ 福音書においてこれら二つの目的を教えている。

また、人間が求める至福は最終的な目的であって、神法が人間をそこへ導くとしても、他方でこの至福は神法「自体」の最終的な目的ではない。神法の最終的な目的は神に存し、そこでは神以外のものは何も存在しないからである。そうではなく、神自身が神法の目的であり、かつ始まりである。「それ以外の」始まりも目的もないのである。

しかし我々は、自然法が神の恩寵を伴って人間的願望の最初の目的、すなわち人間が徳のある状態になり、そのことによつて善にもなるという目的に仕えているということを示し、また神法が人間的欲求の最終的な目的、すなわち人間が祝福される状態になるという目的に向けて神によつ

料 資 方向付けられているということを示しているのであるから、今やこれら二つの目的から何が帰結するかを見てみよう。

- (1) 『君公統治論』第一卷第九章、第三卷第三章 (Blythe, *op. cit.*, pp. 82, 151f.) 参照。
- (2) 『詩編』一四七、一四。
- (3) 『ローマの信徒への手紙』六、二二。
- (4) 『ニコマコス倫理学』第一卷第一章 (全集版、三一四頁)、参照。
- (5) 『マタイによる福音書』五、三一一〇、参照。

第四六章 ここでは、著者は自然法はどのよう⁽¹⁾にして神法に従属させられているかを示す。

聖トマスは、前述の『君公統治論』第一巻において、次のように述べている。⁽²⁾ すなわち、あらゆる統治はより最終的な目的に秩序付けられるだけそれだけ一層崇高なものである。その者に最終的な目的が属する者が常に、最終的な

目的へと秩序付けられた諸々の物を支配している人々⁽³⁾に対して命令しているのが見い出される、と。ちょうど船の舵取り——彼には航行を秩序立てることが属し、また船の最終的な目的、すなわち船が港へと導かれるということの監督が彼に属する——⁽⁴⁾が、船を建造し、その傷を修理する職人に対して命令するように、また戦士が職人に対して、いかなる武器を作らねばならないか、また、もし製造された武器において欠陥が生じたならば、その欠陥をいかにして直さねばならないかを命ずるように、同じようにまた、人法よりも一層最終的な目的に向けて秩序付けられている神法における舵取りと支配者は、人法における舵取りと支配者に対して命令しなければならず、かつ彼等に欠陥が存在する場合にはそれを矯め、かつそれが修復されるようにしなければならぬのである。以上のことが、前述の聖トマスの著作から、前述の第一巻および同書の第二巻以降において、散見されるのである。アリストテレスも同様に『倫理学』第一巻において、「棟梁の術は、他のすべての術に命令をする術である」と述べている。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

他方、かの偉大な立法者モーセは、『申命記』第一章において次のように述べることによって、そのことをはるかに明瞭に教えている。⁽⁷⁾ すなわち、「あなたの町で、流血、

もめ事、傷害などの訴えを裁くのが極めて難しいならば、⁽⁸⁾直ちにあなたの神、主が選ばれる場所に上り、レビ人である祭司およびその時、任に就いている裁判人のもとに行つて尋ねなさい。彼らが判決を告げるであろう。⁽⁹⁾あなたは、彼らが主の選ばれる場所から告げる判決に従い、彼らの指示するとおりに忠実に実行しなければならぬ。あなたは彼らの示す指示と下す判決に従い、彼らが告げる言葉に背いて、右にも左にもそれではならない」と。

見よ、より最終的な目的に向けて秩序付けられている法が、「人間を」最初の目的に方向付けている法をいかに支配しているかを。また、神法の支配者が人法の支配者を方向付けるように神法がいかに命令しているかを。このようにして、何であれ上位のものが下位のものを支配する。また、天のものが地のものに対して諸々の徳を授ける。天が地に水を与え、発芽するようにする。また、理性的なものが野生のものに命令し、知覚あるものが力を与えるもの(vegetantia)を利用し、力を与えるものは生命のないものによって養われるのである。その結果、より上位のものに服さない最下位のものは何も存在しないのである。自ら⁽¹¹⁾の不正によってしばしば世界の秩序を見捨て、混乱させる分別なき人間を除いて。

かくして、人法も人法によって判決を指示する裁判官も共に神法の命令に反することはできないのであるから、この世の裁判官には次のことが必要となってくるように思われる。すなわちそれは、神法に精通しなければならず、また疑わしい場合には、最高の司祭の命令に従わなければならないということである。と言うのも、最高の司祭は常に神法の基準に従つてその命令を下さねばならず、また最高の司祭にはいかなる形であれ神法に反することは許されていないからである。それ故、ローマ法もまた次のように述べている。すなわち、法学は神の事柄と人間の事柄に関する学であり、正と不正についての知識である。⁽¹²⁾と。何故なら、神法を全く知らない者が人法を理解しないことは確実だからである。

だからといって、世俗の裁判官が神学者と同じように神法について習熟していなければならぬというわけではない。また臣民が、人法に基いて判決を下す裁判官と同じように、世俗の事柄において人法について完全な知識を有していなければならぬというわけでもない。法について無知であることはいかなる者をも免責しないのではあるが。そうではなく、臣民にとつては法の命令を知ること十分である。あたかも奴隷にとつてはその主人の意思を知ること

とで十分であるかのように。法のより深遠な神秘 (sacramenta) は法通曉者の下に残されることになる。何故なら、法はこのようにしてしばしば、法に通曉した人々によって遵守されるよりも、法をあまりよく知らない人々によって遵守されるのが称賛に値するからである。

- (1) 著作集版の subrogatur は、ランベス写本では、subrogatur である。
- (2) 『君公統治論』第一卷第一章 (Blythe, *op. cit.*, p. 99)。
- (3) 著作集版の operantibus は、ランベス写本では imperantibus である。
- (4) 著作集版の eius は、ランベス写本では eiusus である。
- (5) 著作集版の architectoria は、ランベス写本では architectonica である。
- (6) 編者によれば典拠は『ニコマコス倫理学』第一卷第一章とされているが (*The Works*, p. 350) 引用されているような字句は見当たらない。
- (7) 『申命記』一七、八一—一。
- (8) 『新共同訳』の該当箇所はかなり省略されている。ヴルガタ版を直訳すれば、「血 (sanguis) と血の間で、理由 (causa) と理由の間で、癩病患者とそうでない者の間で訴えを裁くのが困難であり、裁判官達が汝の門の間で言葉を異にしているのを汝が見るのであれば」となる。

- (9) 著作集版の iudicabunt は、ランベス写本、ヴルガタ版共に indicabunt である。
- (10) ランベス写本では eligerit であるが、ヴルガタ版および著作集版にしたがって elegit と読んでおく。
- (11) 著作集版の succumbit は、ランベス写本では succumbat である。
- (12) 出典不明。

第四十七章 結 語

今や、我々が提示している法の目的から、我々が尋ねたすべてのことについての完全な知識が生じている。すなわちそれは、自然法がどのようなようにして神法に従属させられているかということである。またそこから、自然法のあらゆる力の総体が内奥まで明らかにされた。かくして今や我々は、この目的と共にこの仕事に終止符を打つものである。そして、自然法の本質に関する本書を閉じることにする。但し、我々は常に次のことを主張する。すなわち、我々は本論考においてしばしば自然法を少なからざる称賛によって高めてきたのであるが、そこでは次のような考え方は我々の主張ではなかったし、また現に主張するところで

もないということである。それはすなわち、始源的正義による保護をすでに失った場合に——自然であるだけの自然法のおかげで、人間が超自然的な報償を受けるに値しうる、あるいは人間が恩寵なしに永遠の命へと進まされる何かをなすことができるという程に——自然法が人間あるいは人間の活動を正当化するのに十分である、あるいはかつて始源的正義を失った状態でそうするのに十分であつたという主張である。

そしてもし、我々が上述においてこれに反することを書いたと誰かから思われるとするならば、それは無知の霧から生じていたのであつて、我々の意思の働きから生じているのではない。したがつて、あつてはならないことであるが、もしそのようなことがあるとするならば、我々は今やそれを取り除く。上述のことに関して、またこの小著で我々が書いたことあるいは書くであろうすべてのことにおいて、自らを教会の審問とその判決および罰に委ねることによつて。

第四八章 本論考は次に書かれていることに

継続する。

読者は、かくも困難な問題を論議することを試みた著者が、あたかもその企てられた仕事を忘れたかのごとくに、⁽¹⁾かくも慎重に、その問題を解決するのに十分である法〔自然法〕の探求に迫つたということに驚いてはならない。また、次のことも読者を不安にさせてはならない。すなわちそれは、遍歴の旅をしようとする者は誰であれ、遍歴する旅がより長く、あるいはより困難であることによつて、それだけ一層自らの歩みを急がすものであるということである。何故なら、職人というものは、仕事は何であれ、それによつて仕事になされる道具を用意し、さらにその道具を自らが頭の中にもつている計画に適合させる以前にその仕事に着手する程、向こう見ずあるいは不注意ではないからである。したがつて同じように、以上のことを書いた著者は、職人のやり方に倣つて、それによつて議論が適切にバランスをとられ、また論議されることのできる法を見出すまでは、議論の苦しみに敢えて取り掛かることをしなかつたのである。今やその法が発見されたので、著者は安心して前述の論争の戦列に進むのである。

資料

かくして著者は、『至高の諸王国における継承権について』と題されるであろう別の書物に、⁽²⁾以下のごとく取り掛かるのである。

- (1) 本書の主題が至高の諸王国における継承権に関する問題であることは、前出「覚書」と第一章の間に置かれた「設問」に明示されている。
- (2) 本書第二部のことを指している。

(完)